農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （会計方針の変更に関する注記）<br>**第百二十六条の二**　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百三十四条第一項の出資組合及び法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合（法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。）に限る。）については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。<br>一～四　（略）<br>（注記表に関する特例）<br>**第百三十四条**　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。<br>一　（略）<br>二　会計監査人設置組合<br>2　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第五号、第八号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。<br>（貸借対照表等の附属明細書）<br>**第百四十一条**　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。<br>一～八　（略）<br>2　附属明細書には、計算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。<br>3　（略）<br>（事業報告の附属明細書）<br>**第百四十二条**　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。<br>一　（略）<br>二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項<br>イ・ロ　（略）<br>（削る）<br>三　その他事業報告の内容を補足する重要な事項 | （会計方針の変更に関する注記）<br>**第百二十六条の二**　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百三十四条の出資組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。<br>一～四　（略）<br>（注記表に関する特例）<br>**第百三十四条**　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。<br>一　（略）<br>二　会計監査人設置組合（法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。）（法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）<br>（新設）<br>（貸借対照表等の附属明細書）<br>**第百四十一条**　附属明細書には、計算書類等に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。<br>一～八　（略）<br>2　附属明細書には、計算書類等に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の計算書類等の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。<br>3　（略）<br>（事業報告の附属明細書）<br>**第百四十二条**　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。<br>一　（略）<br>二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　その他事業報告の内容を補足する重要な事項<br>（新設） |